

吸収分割公告

アサヒプロマネジメント株式会社(甲)は吸収分割によりアサヒ飲料株式会社(乙)がその営む総務、人事、給与、福利厚生、経理及び調達業務に係る事業の一部に關して有する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年四月一日
掲載頁 五十頁(号外第七十四号)

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年四月一日
掲載頁 六十一頁(号外第七十四号)
令和七年八月二十一日

東京都墨田区吾妻橋一丁目二三番一号

(甲) アサヒプロマネジメント株式会社

代表取締役 松岡 徹

(乙) アサヒ飲料株式会社

代表取締役 米女 太一

吸収分割公告

アサヒプロマネジメント株式会社(甲)は吸収分割によりアサヒビール株式会社(乙)がその営む営業事務、総務、人事、給与、福利厚生、経理及び調達業務に係る事業の一部に關して有する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年四月一日
掲載頁 五十頁(号外第七十四号)

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年四月一日
掲載頁 六十一頁(号外第七十四号)
令和七年八月二十一日

東京都墨田区吾妻橋一丁目二三番一号

(甲) アサヒプロマネジメント株式会社

代表取締役 松岡 徹

(乙) アサヒビール株式会社

代表取締役 松山 一雄

吸収分割公告

アサヒプロマネジメント株式会社(甲)は吸収分割によりアサヒグループジャパン株式会社(乙)がその営む営業事務、総務、人事、給与、福利厚生、経理及び調達業務に係る事業の一部に關して有する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年四月一日
掲載頁 五十頁(号外第七十四号)

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年四月一日
掲載頁 六十二頁(号外第七十四号)
令和七年八月二十一日

東京都墨田区吾妻橋一丁目二三番一号

(甲) アサヒプロマネジメント株式会社

代表取締役 松岡 徹

(乙) アサヒグループジャパン株式会社

代表取締役 濱田 賢司

吸収分割公告

アサヒプロマネジメント株式会社(甲)は吸収分割によりアサヒグループ食品株式会社(乙)がその営む総務、人事、給与、福利厚生、経理及び調達業務に係る事業の一部に關して有する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年四月一日
掲載頁 五十頁(号外第七十四号)

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年四月一日
掲載頁 六十一頁(号外第七十四号)
令和七年八月二十一日

東京都墨田区吾妻橋一丁目二三番一号

(甲) アサヒプロマネジメント株式会社

代表取締役 松岡 徹

(乙) アサヒグループ食品株式会社

代表取締役 川原 浩

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営む山梨工場及び高萩工場及び借入金債務に關して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 確定した事業年度はありません。

(乙) http://www.ikk.co.jp/company/public_notice/index.html

令和七年八月二十一日

東京都江東区豊洲三丁目一番一号

(甲) 株式会社IH Iセグメント

代表取締役 井上 忠幸

(乙) 株式会社IH I建材工業

代表取締役 石原 進

令和七年八月二十一日

東京都墨田区両国二丁目一〇番一四号

(甲) 株式会社IH Iセグメント

代表取締役 井上 忠幸

(乙) 株式会社IH I建材工業

代表取締役 石原 進

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙が営む神奈川県横浜磯子区新中原町一丁目一〇番一四号に所在の研究試験センターに關して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) <https://www.ihl.co.jp/irs/>(乙) http://www.ikk.co.jp/company/public_notice/index.html

令和七年八月二十一日

大阪府堺市堺区大浜西町三番地

(甲) 株式会社IH Iインフラシステム

代表取締役 井上 学

(乙) 株式会社IH I建材工業

代表取締役 石原 進

令和七年八月二十一日

東京都墨田区両国二丁目一〇番一四号

(甲) 株式会社IH Iインフラシステム

代表取締役 井上 学

(乙) 株式会社IH I建材工業

代表取締役 石原 進

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の伊万里支店における全ての事業に關する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年十一月一日であり、甲及び乙の取締役会の承認決議は令和七年七月二十四日に終了しております。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年一月二十九日
掲載頁 一〇五頁(号外第十七号)

(乙) 掲載 官報

掲載の日付 令和七年三月十七日
掲載頁 七十頁(号外第五十三号)

(甲) アイケア株式会社

代表取締役 寺澤 大輔

(乙) アイ・ケイ・ケイ株式会社

代表取締役 森田 康寛

令和七年八月二十一日

福岡県糟屋郡志免町片峰三丁目六番五号

(甲) アイケア株式会社

代表取締役 寺澤 大輔

(乙) アイ・ケイ・ケイ株式会社

代表取締役 森田 康寛

令和七年八月二十一日

佐賀県伊万里市新天町七二二番地五

(甲) アイケア株式会社

代表取締役 寺澤 大輔

(乙) アイ・ケイ・ケイ株式会社

代表取締役 森田 康寛

令和七年八月二十一日

名古屋市東区泉一丁目七番二七号ネイリックス

(甲) アイケア株式会社

代表取締役 松浦 正博

(乙) アイ・ケイ・ケイ株式会社

代表取締役 森田 康寛

令和七年八月二十一日

愛知県豊橋市西幸町字浜池三三三一九豊橋

(甲) アイケア株式会社

代表取締役 松浦 正博

(乙) アイ・ケイ・ケイ株式会社

代表取締役 森田 康寛

令和七年八月二十一日

愛知県豊橋市西幸町字浜池三三三一九豊橋

(甲) アイケア株式会社

代表取締役 松浦 正博

(乙) アイ・ケイ・ケイ株式会社

代表取締役 森田 康寛

令和七年八月二十一日

愛知県豊橋市西幸町字浜池三三三一九豊橋

(甲) アイケア株式会社

代表取締役 松浦 正博

(乙) アイ・ケイ・ケイ株式会社

代表取締役 森田 康寛